

# 国民民主党改憲案について

2022年3月16日

飯島 滋明

(名古屋学院大学。憲法学・平和学)

## 【1】はじめに

- ・2020年11月以降、日本維新の会と国民民主が強硬に憲法審査会開催を要求。
- ・2021年12月の憲法審査会以降も国民民主党は改憲を強行的に主張。
- ・自民党の改憲4項目は議論の対象となっているが、国民民主党や日本維新の会が憲法改正について何を主張しているのかはそれほど知られていない。
- ・国民民主党の改憲案とその問題点を知ること重要。

# 飯島担当分

## Ⅲ 統治のあり方の再構築

4 その他統治機構の分野において検討すべき論点 (pp.39-42)

## Ⅳ 三大原理の確認・宣言と国家目標の規定の創設

2 その他憲法の基礎的事項に関して検討すべき論点 (pp.46-47)

39頁 機能 (1) 合区の解消 (2) 両院の役割・

40頁 (3) オンライン審議

41頁 (4) 政党条項

42頁 (5) 直接民主制

46頁 (1) 安定的な皇位継承

47頁 (2) 緊急事態条項

今後、特に緊急事態条項が憲法審査会等で  
改憲論議の中心となる可能性が高い。

## 【2】国民民主党の改憲の主張

### (1) 改憲項目（除 緊急事態条項）について

#### ①合区解消

「合区を解消する方策として、都道府県単位で参議院議員を選出できる制設計を含め、今後、検討する。その場合には、参議院の位置付け(地方=都道府県代表の院とるなど)やその権限についても見直しが必要となろう」。

#### ②両院の役割・機能

「統治機構の再構築の観点から、衆参両院の役割分担を見直すべきかどうかどう引き続き検討する」。

### ③オンライン出席

衆議院憲法審査会で「機能的出席説」を主張。

### ④政党条項

「政党を憲法上位置付け、その政治活動の自由及び内部規律などについて定めることが必要かどうか、引き続き検討する」。

## ⑤ 直接民主制

「スイス等の諸外国の事例も参考にしつつ、「レフェレンダム(一般的国民投票)」や「イニシアティブ(国民発案)」を導入するかどうか、引き続き検討する」。

## ⑥ 安定的な皇位継承

「女性・女系天皇を認めることとした場合には、**【論点2】** それを実現する法的措置を、憲法改正によって講じるべきか、あるいは法律(皇室典範)の改正によって講じるべきか、といった法形式の選択も問題となり得る」。

## (2) 緊急事態条項

### ①2021年12月16日衆議院憲法審査会での玉木雄一郎議員発言

- 統治分野での憲法改正の必要のある項目として議論しなければならないのは、コロナ禍で明らかになった緊急事態における法の支配の空洞化、ここを是正するための議論、つまり、緊急事態条項の議論をすべきだと考えます。



〔中略〕

もし、憲法にまともな緊急事態条項があり、国会の報告で終わりではなく、国会の承認が必要とされていたら、事態は違っていたはずです。現在のよう、宣言発出の前日に突然数時間の議運がセットされ、報告を聞いて終わりとはならなかったでしょう。さらに、その緊急事態条項に人権制約の程度や補償についての基本的ルールが定められていたなら、今回のコロナ禍のように、飲食店のような特定の業種が十分な補償の見通しもないまま苦境に陥る事態は避けられたはずです。

〔中略〕

- もちろん、こうした緊急事態におけるルールは法律で足りるとの議論、また憲法で定めるべきとの議論、これはあると思います。しかし、緊急事態という危機において国家にどこまで力を持たせるのか、こういう究極のルール作りは、国民投票を必要とする憲法がふさわしいのではないかと考えます。なぜなら、憲法こそが、国民が国家に対し権力を与えて、同時に、歯止めることのできる最高規範だからです。あえて申し上げれば、緊急事態条項自体が危ないのではなく、まともな緊急事態条項がない中、曖昧なルールの下で憲法上の権利が制限され得る状態こそが危ないと考えます。

②2月10日衆憲法審査会での国民民主党玉木雄一郎議員発言。

「国民民主党としては、緊急事態のカテゴリーとして、外国からの武力攻撃、内乱・テロ、大規模災害、感染症の大規模蔓延の4つを基本に想定してはどうかと考えます」。

「緊急事態条項自体が危ないのではなく、まともな緊急事態条項がない中、曖昧なルールの下で憲法上の権利が制約され得る状況が放置されることこそ危ないと考えます。・・・・・・・・改憲イコール9条改正、イコール戦争へのまっしぐらといったステレオタイプやレッテル貼りを乗り越えて、静かな環境の下で議論を積み重ねていこうではありませんか」。

# 【3】改憲議論の問題点

自民党・公明党・日本維新の会・国民民主党が主張する改憲案は

## ①法律で対応可能

環境権、データ基本権、教育無償化、参議院の合区解消

## ②危険・無謀

自衛隊明記の憲法改正、緊急事態条項、憲法裁判所、統治機構改革

## ③税金の無駄遣い

(国会の機能維持) 国会議員の任期延長、オンライン出席

## 【4】なにが問題か

### (1) 「改憲のネタ探し」をしている場合か

- ・ 2020年5月28日、私は「戦争をさせない1000人委員会」のHPで「失業者の増加は自殺者を増加させ、2021年には自殺者数が4万人以上との指摘もある」と指摘（「新型コロナウイルス対策と憲法改正論議」）。
- ・ 失業や倒産が増加すれば、自殺者が増加するのは明白。国の役割は個人の生命や安全を守ること（憲法13条、25条）。
- ・ 安倍自公政権は2020年5月当時、政治家が犯罪を犯しても裁かれないことに道を開く「改正検察庁法」の成立を目指すなど、悪質極まりない政治。

- ・「コロナ禍が続く中、若い女性の自殺が増えている。30代以下の女性の8月の自殺者数は193人と、前年同月に比べて74%も増えた」（『朝日新聞』2020年10月6日付（夕刊））。

- ・「自殺者が夏場から急増している。新型コロナウイルスの流行が長引き、精神面にも悪影響が出ているのではないか。一人でも多くの命を救う対策を急がねばならない」（『読売新聞』2020年10月8日付〔電子版〕）。

- ・憲法が市民の「いのち」や「くらし」「幸福」を脅かしているわけではない。改憲は必要ない
- ・にもかかわらず、国民民主党（そして自民党・公明党・日本維新の会）は憲法改正の「ネタ探し」に躍起。
- ・コロナで大変な状況にある市民、とりわけ女性や子ども、高齢者への十分な支援に全力を注がずに憲法改正の「ネタ探し」をしている国民民主党は本当に「国民」のための政党か。
- ・「不要不急」の改憲に850億円もの費用をかけるよりも、生活等に困窮する市民のためにそうした費用を使うべき。

## (2) 緊急事態条項について

### ① コロナには法律で対応可能

- ・ 国会承認は法律で明記すれば良いだけの話。
- ・ 人権制約や補償はすでに憲法に明記  
(13条、29条)。**憲法改正は不要。**

### ② 市民弾圧に悪用される危険性

ヒトラーによる政権獲得後の緊急事態条項  
(ヴァイマル憲法48条)の悪用例のように、  
緊急事態条項は市民弾圧の悪用の歴史。



### ③戦争遂行に活用される「緊急事態条項」

- 緊急事態条項導入を主張する政治家等は9条の改憲とあわせて「緊急事態条項」の必要性を主張。
- 憲法29条では「財産権」が保障。戦争の際に軍が円滑に行動するためには、土地や建物などを取り上げる必要。
  - 戦場での負傷者への対応のために医師や看護師、薬剤師などを戦場に送る必要、基地などの建設のために建築や土木業者なども戦場に送る必要。
  - 反戦的な言動を規制・弾圧する必要。
  - 戦争遂行のため、首相等に無制限の権限を認める緊急事態条項導入を追求。口実として「自然災害」「コロナ」を援用。

- ① 「緊急事態条項自体が危ないのではない」という認識は、緊急事態条項の悪用の歴史、条項そのものの危険性を正確に認識していない。
- ② 「改憲イコール9条改正、イコール戦争へのまっしぐらといったステレオタイプやレッテル貼り」と玉木氏は言うが、国民民主党も「緊急事態条項」を戦争遂行に活用しようとの意図があることは玉木氏の発言からも明らか。本人はそのつもりがないというのかもしれないが、主観的意図とは異なり、緊急事態条項は戦争遂行に必要ということを認識すべき。

### (3) 憲法に責任転嫁しての改憲を主張。

- ・「緊急事態条項に人権制約の程度や補償についての基本的ルールが定められていたなら、今回のコロナ禍のように、飲食店のような特定の業種が十分な補償の見通しもないまま苦境に陥る事態は避けられたはず」などと言うが、憲法29条に基づいて政府が適切に保障すれば良いだけの話。それをせずに憲法に責任転嫁して改憲を主張。

- ・国民民主党の改憲論の一特徴。

たとえば憲法53条違反の安倍自公政権、菅自公政権の対応を問題にするのではなく、憲法規範に責任を転嫁しての改憲を主張。

- ・憲法解釈で導き出せる結論を憲法条文の責任にして改憲を主張（例：データ基本権）

- ・「不要不急」の改憲ではなく、政治はコロナや自然災害の被災者などへの支援に全力を尽くすべき。